

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年7月号 vol.45



半年間続いた繁忙期を終え、大学時代を過ごした横浜、そして故郷・信州への帰省という小旅行をしてきました。

今回の旅のテーマは”懐かしい人に会う”というものでした。20年以上ぶりに会う仲間と、とにかく話が尽きない。再会できたことに心からの幸せを感じた旅でした。

締めくくりは、愛する松本山雅のホーム・アルウィンでのサッカー観戦。見事な勝利、そして仲間との祝賀会、最高のリフレッシュができました。



## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

6月15日に住宅宿泊事業法(民泊新法)がスタートしました。営業日数に制限がある等の理由で、低調なスタートのようですが、今後は増えてくるものと予想されます。税務署も課税上の取扱いについて、見解を示しました。

”民泊で得た所得は雑所得に。申告の際には注意が必要です。”

民泊新法に基づく所得の取扱いで、税務署が示した主な注意点は以下のとおりです。

・所得区分は、原則は「雑所得」に区分されます。雑所得ということは、サラリーマンの方が副業で民泊を行う場合、民泊で生じた赤字を給与所得と通算することができません(不動産所得の場合は、この通算ができます)。その他、青色申告の特別控除などの特典も利用することができません。

ただ、不動産賃貸業を営んでいる方が一時的に民泊を行った場合や、民泊で生計を立てている場合などは「不動産所得」や「事業所得」に区分できるという考え方もあります。

・経費にできるものは、「仲介業者に支払う手数料」「水道光熱費」「宿泊者用の日用品等」「家屋の減価償却費」「固定資産税」などがありますが、水道光熱費や減価償却費、固定資産税などは面積や営業日数などで合理的に按分する必要があります。生計をとるご家族にお手伝いしてもらった手間賃などを支払っても経費にはできません。

・住宅ローン控除については、家屋の床面積の2分の1以上を生活に使用していれば、民泊利用部分も含めた家屋全体について、ローン控除を受けることができます。

## 「今月の本の紹介」

「10年後の仕事図鑑」  
(堀江貴文×落合陽一 著・SB Creative)

”AIで失われていく仕事”などというタイトルをみるとぞっとします。10年後には一体どんな世界になっているのでしょうか。でも本書は未来の不安をあおり立てるものではなく、むしろ、”人間力×ピュアな情熱”で、人生をグランドデザインして生きていけばいいんだという勇気を与えてくれる一冊です。お金の価値ではなく信用の価値を大切に、ポジティブに人生をとらえていくお二人の考え方に共感しました。

## 「気まぐれ簡単レシピ」

<トリの酢炒め>

・トリのスペアリブ 10本→片栗粉をまぶす

・ピーマン 1個→斜め切り

・マイタケ 1パック

・酢 大2、しょうゆ 大1.5、みりん 大1、

ショウガみじん 1かけ (A)

①フライパンに油をひき、スペアリブを中火で両面焼く。

②ピーマン、マイタケを加える。

③(A)を加え、汁気がなくなるまで煮つめる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所